

第61期定時株主総会 招集ご通知

日時 平成27年12月22日（火曜日）午前10時

場所 北海道帯広市西7条南19丁目1番地
北海道ホテル 2階 新雪の間
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

目次

第61期定時株主総会招集ご通知	1
(提供書面)	
事業報告	3
連結計算書類	21
計算書類	24
監査報告	27
(株主総会参考書類)	
第1号議案 剰余金の処分の件	31
第2号議案 定款一部変更の件	32
第3号議案 監査役2名選任の件	33
第4号議案 退任代表取締役に対し退職慰労金贈呈の件	34
株主総会会場ご案内図	

証券コード7643
平成27年12月4日

株 主 各 位

北海道帯広市西20条南1丁目14番地47
株 式 会 社 ダ イ イ チ
代表取締役社長 鈴 木 達 雄

第61期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第61期定時株主総会を後記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年12月21日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	平成27年12月22日（火曜日）午前10時
2 場 所	北海道帯広市西7条南19丁目1番地 北海道ホテル 2階 新雪の間 (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 1. 第61期（平成26年10月1日から平成27年9月30日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の 連結計算書類監査結果報告の件 2. 第61期（平成26年10月1日から平成27年9月30日まで） 計算書類報告の件
	決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 監査役2名選任の件 第4号議案 退任代表取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令及び当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.daiichi-d.co.jp/>）に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。
なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本添付書類記載のもののほか、この「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.daiichi-d.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成26年10月1日から
平成27年9月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済政策や日銀の金融緩和政策により、企業収益や雇用環境に改善が見られるなど、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。その一方で、消費税増税後の個人消費低迷の長期化や円安による原材料価格の高騰、中国経済の減速などから、景気の先行きについては依然として不透明な状況が続いております。

当社グループ（当社及び連結子会社）を取り巻くスーパーマーケット業界は、実質賃金の伸び悩みによる消費者の節約志向と低価格志向の継続、仕入コストや人件費の上昇、業種・業態を超えた価格競争の激化などが重なり、厳しい経営環境となりました。

このような経営環境のもとで当社グループは、食品を中心に地域に密着したスーパーマーケットとして、お客様からの高い支持と信頼をいただけるよう、新鮮かつ安全で安心な商品の提供に努めるとともに、お客様の要望にお応えする商品の提供、値ごろ感を重視した価格政策、従業員教育の充実によるサービスレベルの向上などにより、店舗における営業力の強化に取り組んでまいりました。

お客様へのサービス向上の一環として、既に旭川ブロックにて稼動しているポイントカード「フレカ」を、平成26年10月に「清田店（札幌ブロック）」及び「音更店（帯広ブロック）」に導入、平成27年4月にその他の店舗に導入し、全店舗での利用が可能となりました。また、平成27年2月より全店舗において、電子マネー「nanaco（ナナコ）」カードの利用が可能となり、併せてチャージ機を設置いたしました。

店舗の状況につきましては、平成27年4月、恵庭市恵み野の大型複合商業施設内の核店舗として「恵み野店（札幌ブロック）」を新規出店し、お客様の買い物環境の充実と満足度の向上に努めております。既存店強化策としては、平成27年3月に「東旭川店（旭川ブロック）」、6月に「めむろ店（帯広ブロック）」の売場の増床リニューアルを実施いたしました。また、省電力化の取り組みとして、「啓北店（帯広ブロック）」と「オーケー店（帯広ブロック）」において、LED照明への切り替え及び空調設備・冷凍機の更新を行いました。なお、当連結会計年度末現在の店舗数は、帯広ブロック10店舗（子会社1店舗を含む。）、

旭川ブロック7店舗、札幌ブロック5店舗、合計22店舗であります。

地域別の売上高につきましては、帯広ブロックは165億2百万円(前期比3.6%増)、旭川ブロックは108億92百万円(前期比3.8%増)、札幌ブロックは92億4百万円(前期比14.1%増)となりました。また、既存店売上高につきましては、平成27年3月の消費税増税前の駆け込み需要の反動減、「東旭川店」及び「めむろ店」のリニューアルに伴う一時休業がありました。販売力の強化による競争力の向上とお客様の視点に立った強い店作りの推進などにより、前期比2.4%増と堅調に推移いたしました。

売上総利益率につきましては、業種・業態を超えて価格競争が激化する中で、商品本部機能の見直しによる商品力の強化、ロスの削減と仕入の見直しなどにより、前期に比べ、0.1ポイント改善し、24.1%となりました。

株式会社イトーヨーカ堂(以下、「イトーヨーカ堂」という。)との業務提携につきましては、北海道エリアにおける同社との商品開発と物流システムの構築、それによる高品質商品の追求とコスト削減に取り組みました。

引き続き当社グループは、同業他社のみならず異業種も念頭に据えた企業間競争に耐えうる強い企業体質の実現に取り組み、業容の拡大と企業価値の向上に努めてまいります。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は366億8百万円(前期比6.1%増)、営業利益は11億51百万円(前期比9.9%増)、経常利益は11億39百万円(前期比11.3%増)、当期純利益は7億14百万円(前期比13.7%増)となり、各数値ともに過去の最高値を更新いたしました。また、1株当たり当期純利益は125円7銭(前期110円2銭)となりました。

部門別売上高状況は、次のとおりであります。

区 分	第60期 (25.10.1～26.9.30)		第61期(当連結会計年度) (26.10.1～27.9.30)		前連結会計年度比	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
青 果	5,487	15.9	5,839	16.0	351	6.4
水 産	3,693	10.7	3,936	10.8	242	6.6
畜 産	4,213	12.2	4,754	13.0	540	12.8
惣 菜	3,167	9.2	3,389	9.3	221	7.0
デ イ リ ー	5,103	14.8	5,394	14.7	291	5.7
一 般 食 品	10,915	31.7	11,367	31.0	451	4.1
日 用 雑 貨	835	2.4	843	2.3	8	1.0
そ の 他	1,082	3.1	1,083	2.9	0	0.0
合 計	34,500	100.0	36,608	100.0	2,107	6.1

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は、有形固定資産の取得12億37百万円、建設協力金の支払及び敷金の支払3億19百万円等の合計15億57百万円であります。その主な内容は、恵み野店の新設及び東旭川店、めむろ店の増床に伴うものであります。

なお、当連結会計年度中において重要な設備の除却、売却等はありません。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 58 期 (平成24年9月期)	第 59 期 (平成25年9月期)	第 60 期 (平成26年9月期)	第 61 期 (当連結会計年度) (平成27年9月期)
売 上 高	31,624百万円	32,369百万円	34,500百万円	36,608百万円
経 常 利 益	721百万円	879百万円	1,024百万円	1,139百万円
当 期 純 利 益	384百万円	525百万円	628百万円	714百万円
1 株当たり当期純利益	96円13銭	126円38銭	110円02銭	125円07銭
総 資 産	14,456百万円	15,731百万円	15,991百万円	16,679百万円
純 資 産	5,470百万円	7,551百万円	8,085百万円	8,727百万円

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 58 期 (平成24年9月期)	第 59 期 (平成25年9月期)	第 60 期 (平成26年9月期)	第 61 期 (当事業年度) (平成27年9月期)
売 上 高	29,290百万円	30,049百万円	32,448百万円	34,544百万円
経 常 利 益	555百万円	672百万円	866百万円	967百万円
当 期 純 利 益	245百万円	331百万円	531百万円	586百万円
1株当たり当期純利益	61円47銭	79円68銭	92円98銭	102円69銭
総 資 産	12,599百万円	13,843百万円	14,292百万円	14,925百万円
純 資 産	5,043百万円	6,930百万円	7,366百万円	7,880百万円

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 オ ー ケ ー	50百万円	100%	スーパーマーケット事業

(4) 対処すべき課題

今後の経済動向につきましては、当面緩やかな景気回復基調が続くものと期待されますが、中国経済の減速感の高まりや米国の利上げ観測などにより、先行き不透明感が増すものと思われれます。

スーパーマーケット業界におきましては、原材料価格の高騰や異業種を含めた価格競争の継続、生活防衛意識の高まりによる消費抑制、人材の確保難など、依然厳しい経営環境が続くものと予想されます。

このような経営環境のもとで当社グループは、イトーヨーカ堂との共同による商品作り、売場作り及び販売促進を進め、競合各社との競争力強化に努めてまいります。また、販売本部及び商品本部の活性化を図るとともに、売上総利益率の改善による収益力の向上や商品開発によ

る販売力の強化、人材育成のための教育制度の充実などにより、人を重視した経営を実践してまいります。

店舗につきましては、既存店強化策として2～3店舗の増床リニューアルを予定しております。また、お客様の立場に立った、商品作りと売場作りに取り組んでまいります。

引き続き、現地・現場・現品主義の徹底を図り、生産性の向上と作業の効率化を推し進め、更なる業容の拡大と企業価値の向上を目指してまいります。

今後も当社グループは、「お客様の毎日の食生活を、より楽しく、より豊かに、より便利にするためのお手伝いをする」とともに、お客様の安全で安心できる生活を守る努力を続けてまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続きご支援とご理解を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成27年9月30日現在）

- ① 総合食料品の販売
- ② 日用品の販売
- ③ 書籍、雑誌、文房具の販売
- ④ 衣料用繊維製品の販売
- ⑤ 家庭用電化製品の販売
- ⑥ ペット用品、ペットフードの販売
- ⑦ 酒類、煙草、印紙の販売
- ⑧ 前各号に関連する一切の事業

(6) 主要な事業所（平成27年9月30日現在）

① 当社

本社 北海道帯広市西20条南1丁目14番地47

（営業本部・管理本部）

旭川本部 北海道旭川市春光1条8丁目1番地77

札幌本部 北海道札幌市西区八軒10条東5丁目2番

帯広ブロック

北海道帯広市	壺号店	東店
	啓北店	白樺店
	みなみ野店	自衛隊前店

北海道河西郡芽室町 めむろ店

北海道中川郡幕別町 札幌内店

北海道河東郡音更町 音更店

旭川ブロック

北海道旭川市	西店	東光店
	末広店	東旭川店
	旭町店	二条通店
	花咲店	

札幌ブロック

北海道札幌市	八軒店	白石神社前店
	発寒中央駅前店	清田店

北海道恵庭市 恵み野店

センター

帯広市	惣菜センター	帯広配送センター
-----	--------	----------

旭川市	旭川配送センター	
-----	----------	--

② 主要な子会社

株式会社オーケー（帯広ブロック管轄）

北海道河東郡音更町 オーケー店

（注）平成27年4月10日に恵み野店を出店いたしました。

(7) 使用人の状況（平成27年9月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
284名	11名増

(注) 使用人数には、準社員及びパートナー社員等（アルバイトを含む。）1,064名（1日8時間、1か月22日換算）は含まれておりません。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
274名	13名増	35.1歳	11.6年

- (注) 1. 使用人数には、当社から当社グループへの出向者（9名）を除き、当社グループから当社への出向者（8名）を含みます。
2. 使用人数には、準社員及びパートナー社員等（アルバイトを含む。）1,000名（1日8時間、1か月22日換算）は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年9月30日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 北 陸 銀 行	713百万円
株 式 会 社 北 洋 銀 行	476

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成27年9月30日現在）

- | | |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 12,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 5,719,320株 |
| ③ 株主数 | 2,348名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 イ ト ヨ ー カ 堂	1,716,000株	30.03%
ダ イ イ チ 取 引 先 持 株 会	232,300	4.06
小 西 典 子	188,110	3.29
株 式 会 社 北 陸 銀 行	176,520	3.08
株 式 会 社 北 洋 銀 行	170,000	2.97
若 園 清	125,800	2.20
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	115,200	2.01
小 西 保 男	107,578	1.88
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式 会社)	100,800	1.76
笹 井 俊 治	87,484	1.53

(注) 持株比率は自己株式（5,995株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成27年9月30日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長	小 西 保 男	(株)オーケー取締役
代表取締役社長	鈴 木 達 雄	(株)オーケー代表取締役社長 (有)ダイイチリスクマネジメント代表取締役社長
専 務 取 締 役	若 園 清	販売本部長 (株)オーケー取締役
取 締 役	川 瀬 豊 秋	総務兼企画 I R 担当
取 締 役	中 本 泰 廣	商品本部長
取 締 役	野 口 一	販売本部帯広ブロック兼商品第二部担当
取 締 役	内 藤 龍 信	丸果帯広中央青果(株)代表取締役社長
取 締 役	宮 川 明	(株)イトーヨーカ堂執行役員企画室企画予算部長
取 締 役	井 雲 康 晴	
常 勤 監 査 役	堀 内 健 三	(株)オーケー監査役
監 査 役	佐 藤 裕	帯広地方卸売市場(株)代表取締役会長
監 査 役	笹 井 祐 三	三洋興熱(株)代表取締役社長

- (注) 1. 取締役内藤龍信氏、宮川 明氏及び井雲康晴氏は、社外取締役であります。なお、当社は、取締役井雲康晴氏を東京証券取引所及び札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
2. 監査役佐藤 裕氏及び笹井祐三氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役堀内健三氏は、13年間当社の常務取締役として経理部長を兼任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役佐藤 裕氏は、帯広地方卸売市場株式会社の代表取締役会長であり、経理部門を所管する役員等を歴任するなど、企業経営の豊富な経験と専門的な知識等を保持しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役笹井祐三氏は、三洋興熱株式会社の代表取締役社長であり、経理・財務をはじめ企業経営全般の豊富な経験と高い見識のもと他社の監査役に就任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 総 額
取 締 役 (うち社外取締役)	10名 (4名)	146,630千円 (5,200千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (2)	8,806 (4,420)
合 計 (うち社外役員)	13 (6)	155,436 (9,620)

- (注) 1. 上記には、平成26年12月24日開催の第60期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名（うち社外取締役1名）を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額は、平成20年12月24日開催の第54期定時株主総会において年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成8年12月20日開催の第42期定時株主総会において年額10,000千円以内と決議いただいております。
4. 上記の報酬等の総額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額10,316千円（取締役8名に対し9,670千円（うち社外取締役3名に対し400千円）、監査役3名に対し646千円（うち社外監査役2名に対し340千円））が含まれております。
5. 当事業年度末現在の役員退職慰労引当金の残高（当事業年度に係る役員退職慰労引当金の繰入額を除く。）は、次のとおりであります。
- 取締役6名に対し169,992千円（うち社外取締役1名に対し3,150千円）
 監査役3名に対し17,034千円（うち社外監査役2名に対し14,280千円）

③ 社外役員に関する事項

イ 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役内藤龍信氏は、丸果帯広中央青果株式会社の代表取締役社長であります。当社は、丸果帯広中央青果株式会社との間に商品仕入等の取引関係があります。
- ・取締役宮川 明氏は、株式会社イトーヨーカ堂の執行役員企画室企画予算部長であります。株式会社イトーヨーカ堂は当社の大株主であります。また、当社は、株式会社イトーヨーカ堂の親会社である株式会社セブン&アイ・ホールディングスの関係会社との間にリース契約等の取引関係があります。
- ・監査役佐藤 裕氏は、帯広地方卸売市場株式会社の代表取締役会長であります。当社は、帯広地方卸売市場株式会社との間に商品仕入等の取引関係があります。
- ・監査役笹井祐三氏は、三洋興熱株式会社の代表取締役社長であります。当社は、三洋興熱株式会社との間に灯油購入等の取引関係があります。

ロ 当事業年度における主な活動状況

		出席状況及び発言状況
取締役	内藤龍信	当事業年度に開催された取締役会13回のうち、12回に出席し、青果物卸売業での実務経験を活かした意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役	宮川明	当事業年度に開催された取締役会13回のうち、12回に出席し、小売業界に関する豊富な知識・経験を活かした意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役	井雲康晴	平成26年12月24日就任以来開催の取締役会10回の全てに出席し、経営コンサルタントとしての専門的な見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

		出席状況及び発言状況
監査役	佐藤 裕	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席、監査役会6回の全てに出席し、主に税務もしくは財務的な見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。 また、監査役会において、監査の方法その他監査役の職務の執行に関する事項及び議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	笹井 祐三	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席、監査役会6回の全てに出席し、主に当社事業に対する専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。 また、監査役会において、監査の方法その他監査役の職務の執行に関する事項及び議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

ハ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 監査法人シドー

② 報酬等の額

- ・当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 16,000千円
- ・当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭
その他の財産上の利益の合計額 16,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容及び運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ 当社グループの業務を担当する取締役は、自己の担当領域について、法令等の順守体制を構築する権限と責任を有する。また、総務担当取締役は、これらを横断的に推進し管理する。

ロ 当社グループは、反社会的勢力排除に向け、コンプライアンスの基本方針である「企業倫理規程」に、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的な勢力に対して、毅然とした態度で対応し、経済的な利益を供与しないことを掲げ、関係を排除する。また、総務部を対応統括部署として、事案により関係部門と協議し対応するとともに、地元警察署や顧問弁護士等の外部専門機関と連携し、反社会的勢力に対する体制を整備する。

ハ 内部監査室は、当社グループのコンプライアンス体制の整備・運用状況について内部監査を実施し、確認する。

ニ 監査役は、取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを検証し、監視機能の実効性向上に努める。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ 当社グループの取締役は、取締役会及び常勤役員会等の議事録、稟議決裁書その他その職務の執行に係る情報を、文書管理規程の定めるところに従い適切に保存しかつ管理する。また、それらの文書は、監査役の要請によりいつでも閲覧に応じる。

ロ 当社グループに関する重要な情報については、開示を担当する主管部署が、迅速かつ網羅的に収集し、適時に正確な情報開示を実施する。

③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ 法令順守、災害、衛生管理等に係るリスクについては、当社グループのそれぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行

うものとし、新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は、速やかに対応責任者となる取締役を定める。なお、リスク管理部門として総務部がリスク管理活動を統括し、規程の整備とその運用を図る。また、内部監査室において、内部監査規程の定めるところに従い定期的に監査を行う。

ロ 事業の重大な障害、重大な事件・事故、重大な災害等が発生した時には、当社グループにおける損害を最小限に抑えるため、危機管理本部を設置し、直ちに業務の継続に関する施策を講じる。

④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは、取締役会規程の定めるところに従い、重要案件はすべて取締役会に付議する。なお、業務執行の意思決定の迅速化と業務運営の効率化を図るため、月2～3回常勤役員会を開催する。また、日常の業務執行は、職務権限規程、業務分掌規程及び稟議規程等により、担当役員、部長、次長、課長などの職制ラインに順次権限と職責を適切に委譲し、適時的確な意思決定と決定内容に沿った業務執行を行う。

⑤ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社が定める「関係会社管理規程」に基づいて、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を行う。

⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ ①から⑤記載事項の全てについて、グループとしての管理体制を構築・整備・運用する。

ロ 監査役は内部監査室と連携し、当社と子会社の業務の効率化、適法性及び妥当性を監査する。また、監査で改善指摘を受けた事項は、各所属長の責任において速やかに改善を行う。

⑦ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、当社の使用人から監査役の補佐員を任命する。

- ⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- イ 当該使用人の任命、異動等の人事権に関わる事項の決定には、監査役会の事前の同意を必要とする。
 - ロ 当該使用人が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事する。
- ⑨ 当社の監査役への報告に関する体制
- イ 取締役及び使用人は、当社または子会社に著しい損害を及ぼすおそれや事実の発生、信用を著しく失墜させる事態、内部管理の体制・手続き等に関する重大な欠陥や問題、法令違反等の不正行為や重大な不当行為などについて、書面もしくは口頭にて監査役に対し報告を行う。また、上記にかかわらず、監査役は必要に応じ、いつでも取締役または使用人に対し報告を求めることができる。
 - ロ 内部通報制度の担当部署は、当社グループの役員及び使用人からの内部通報の状況について、定期的に監査役に対して報告する。
- ⑩ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 監査役へ報告を行った当社グループの役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
- ⑪ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ⑫ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ 監査役は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について、意見交換を行う。
 - ロ 監査役は、内部監査室と緊密な関係を保つとともに、必要に応じて内部監査室に調査を求めることができる。

ハ 監査役会が、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを任用することができ、その費用は会社が負担する。

⑬ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

イ 法令順守及び取締役の効率的職務執行

取締役は、取締役会を13回、常勤役員会を24回開催し、経営の基本方針、経営に関する重要事項ならびに法令で定められた事項などの決定、業務執行状況の監督を行っております。

また、常勤役員会メンバーと次長職以上をもって組織される経営会議を12回開催し、詳細な業績分析と報告、業務執行の具体的な内容、その背景となる重要事項及び具体的対応策について審議を行っております。

ロ 損失の危険の管理

法令順守、災害、衛生管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行い、また、リスク管理部門としての総務部がリスク管理活動を統括し、規程の整備とその運用を図っております。

ハ 当社グループにおける業務の適正化

子会社の重要事項の決定については「関係会社管理規程」に従い、当社が事前承認を行い業務の適正を確保しております。また、監査役は内部監査室と連携し、当社と子会社の業務の効率化、適法性及び妥当性の監査を行っております。

ニ 監査役監査の実効性確保

監査役は、監査役会を6回開催するとともに、取締役会、常勤役員会及びその他の重要な会議に参加し、法令、定款に反する行為や株主利益を侵害する決定がなされていないかどうかについて監査を行っております。

また、監査役は、取締役会・取締役・内部監査室・会計監査人等との意見交換を通じて、監査役監査、内部監査、会計監査との連携を図り、また、内部統制システムの構築・運用状況等について、監督・監査を行っております。

-
- (注) 1. 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 消費税等の会計処理方法については、税抜方式を採用しております。

連結貸借対照表

(平成27年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	3,355,831	流動負債	4,604,392
現金及び預金	1,459,809	買掛金	2,156,485
売掛金	350,211	1年内返済予定の長期借入金	608,864
商品及び製品	990,111	リース債務	264,723
原材料及び貯蔵品	972	未払金	518,920
前払費用	84,913	未払費用	371,237
繰延税金資産	92,434	未払法人税等	252,927
未収入金	378,297	未払消費税等	97,476
その他	580	預り金	119,626
貸倒引当金	△1,500	賞与引当金	137,536
固定資産	13,323,613	その他	76,595
有形固定資産	10,835,335	固定負債	3,347,887
建物	4,043,191	長期借入金	1,368,513
構築物	80,927	リース債務	780,107
工具、器具及び備品	62,304	退職給付に係る負債	538,309
土地	5,669,137	役員退職慰労引当金	197,192
リース資産	979,775	資産除去債務	15,978
無形固定資産	14,490	長期預り敷金保証金	430,139
借地権	5,350	その他	17,646
その他	9,139	負債合計	7,952,279
投資その他の資産	2,473,788	純 資 産 の 部	
投資有価証券	109,646	株主資本	8,701,389
関係会社株式	3,000	資本金	1,639,253
出資金	1,794	資本剰余金	1,566,100
長期貸付金	1,323,251	利益剰余金	5,498,963
長期前払費用	129,747	自己株式	△2,926
繰延税金資産	32,532	その他の包括利益累計額	25,775
敷金及び保証金	873,544	その他有価証券評価差額金	25,775
その他	272	純資産合計	8,727,165
資産合計	16,679,445	負債純資産合計	16,679,445

連結損益計算書

(平成26年10月1日から
平成27年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	36,608,043
売上原価	27,801,991
売上総利益	8,806,051
営業収入	
不動産賃貸収入	449,695
その他	84,635
営業総利益	9,340,382
販売費及び一般管理費	8,189,236
営業利益	1,151,145
営業外収入	
受取利息	12,880
受取配当金	2,106
その他	10,197
営業外費用	
支払利息	35,407
その他	1,112
経常利益	1,139,808
特別損失	
固定資産除却損失	26,026
減損損失	4,845
税金等調整前当期純利益	1,108,936
法人税、住民税及び事業税	396,708
法人税等調整額	△2,325
少数株主損益調整前当期純利益	714,554
当期純利益	714,554

連結株主資本等変動計算書

(平成26年10月1日から
平成27年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成26年10月1日 残高	1,639,253	1,566,100	4,870,109	△2,857	8,072,605
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△85,700		△85,700
当 期 純 利 益			714,554		714,554
自 己 株 式 の 取 得				△69	△69
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	628,853	△69	628,784
平成27年9月30日 残高	1,639,253	1,566,100	5,498,963	△2,926	8,701,389

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
平成26年10月1日 残高	12,675	12,675	8,085,281
連結会計年度中の変動額			
剰 余 金 の 配 当			△85,700
当 期 純 利 益			714,554
自 己 株 式 の 取 得			△69
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	13,100	13,100	13,100
連結会計年度中の変動額合計	13,100	13,100	641,884
平成27年9月30日 残高	25,775	25,775	8,727,165

貸借対照表

(平成27年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産	の	負 債	の
部	部	部	部
流動資産	3,351,248	流動負債	4,335,310
現金及び預金	1,405,813	買掛金	2,144,285
売掛金	337,743	1年内返済予定の長期借入金	452,516
商品及び製品	934,259	リース債務	253,796
原材料及び貯蔵品	819	未払金	508,677
前払費用	84,913	未払費用	354,195
繰延税金資産	86,207	未払法人税等	212,548
未収入金	502,411	未払消費税等	90,784
その他	580	預り金	117,850
貸倒引当金	△1,500	賞与引当金	132,346
固定資産	11,574,177	その他	68,309
有形固定資産	8,680,677	固定負債	2,709,268
建物	3,453,251	長期借入金	990,714
構築物	76,425	リース債務	712,011
工具、器具及び備品	55,944	退職給付引当金	490,279
土地	4,188,474	役員退職慰労引当金	197,192
リース資産	906,581	資産除去債務	15,978
無形固定資産	13,772	長期預り敷金保証金	285,445
借地権	5,350	その他	17,646
電話加入権	8,421	負債合計	7,044,578
投資その他の資産	2,879,728	純資産の部	
投資有価証券	109,646	株主資本	7,855,071
関係会社株式	43,025	資本剰余金	1,639,253
出資金	1,764	資本準備金	1,566,100
長期貸付金	1,323,251	利益剰余金	4,652,645
関係会社長期貸付金	225,950	利益準備金	159,266
長期前払費用	129,747	その他利益剰余金	4,493,379
繰延税金資産	175,345	別途積立金	3,500,000
敷金及び保証金	870,726	繰越利益剰余金	993,379
その他	272	自己株式	△2,926
資産合計	14,925,426	評価・換算差額等	25,775
		その他有価証券評価差額金	25,775
		純資産合計	7,880,847
		負債純資産合計	14,925,426

損益計算書

(平成26年10月1日から
平成27年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		34,544,307
売 上 原 価		26,200,868
売 上 総 利 益		8,343,438
営 業 収 入		
不 動 産 賃 貸 収 入	308,116	
そ の 他	90,853	398,970
営 業 総 利 益		8,742,409
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		7,776,667
営 業 利 益		965,741
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	16,573	
受 取 配 当 金	2,104	
そ の 他	8,157	26,836
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	24,288	
そ の 他	1,097	25,386
経 常 利 益		967,191
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損 失	26,026	
減 損 損 失	4,845	30,872
税 引 前 当 期 純 利 益		936,319
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	334,691	
法 人 税 等 調 整 額	14,924	349,615
当 期 純 利 益		586,703

株主資本等変動計算書

(平成26年10月1日から
平成27年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
				別 途 積 立 金					
平成26年10月1日 残高	1,639,253	1,566,100	1,566,100	159,266	3,200,000	792,376	4,151,642	△2,857	7,354,138
事業年度中の変動額									
別途積立金の積立					300,000	△300,000	—		—
剰余金の配当						△85,700	△85,700		△85,700
当期純利益						586,703	586,703		586,703
自己株式の取得								△69	△69
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	300,000	201,002	501,002	△69	500,933
平成27年9月30日 残高	1,639,253	1,566,100	1,566,100	159,266	3,500,000	993,379	4,652,645	△2,926	7,855,071

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成26年10月1日 残高	12,675	12,675	7,366,814
事業年度中の変動額			
別途積立金の積立			—
剰余金の配当			△85,700
当期純利益			586,703
自己株式の取得			△69
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)	13,100	13,100	13,100
事業年度中の変動額合計	13,100	13,100	514,033
平成27年9月30日 残高	25,775	25,775	7,880,847

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年11月11日

株式会社ダイイチ
取締役会 御中

監査法人シドー

指定社員 公認会計士 菅 井 朗 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 藤 田 和 重 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ダイイチの平成26年10月1日から平成27年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ダイイチ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年11月11日

株式会社ダイイチ
取締役会 御中

監査法人 シドー

指定社員 公認会計士 菅 井 朗 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 藤 田 和 重 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ダイイチの平成26年10月1日から平成27年9月30日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年10月1日から平成27年9月30日までの第61期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人シドーの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人シドーの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年11月14日

株式会社ダイイチ 監査役会

常勤監査役	堀	内	健	三	ⓐ
社外監査役	佐	藤		裕	ⓑ
社外監査役	笹	井	祐	三	ⓒ

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり当期の期末配当及びその他の剰余金の処分をいたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金15円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、85,699,875円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年12月24日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

- (1) 減少する剰余金の項目とその額
繰越利益剰余金 300,000,000円
- (2) 増加する剰余金の項目とその額
別途積立金 300,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行に伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第29条第2項及び第39条第2項の一部を変更するものであります。

なお、現行定款第29条第2項の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の責任免除) 第29条 (条文省略) 2 当社は、会社法第427条第1項の規程により、 <u>社外取締役との間に</u> 、会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。	(取締役の責任免除) 第29条 (現行どおり) 2 当社は、会社法第427条第1項の規程により、 <u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u> との間に、会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。
(監査役の責任免除) 第39条 (条文省略) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外監査役との間に</u> 、会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。	(監査役の責任免除) 第39条 (現行どおり) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>監査役との間に</u> 、会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役佐藤 裕及び笹井祐三の両氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	佐藤 裕 (昭和3年3月24日)	昭和24年12月 一鱗帯広魚菜市場(株) (現帯広地方卸売市場(株)) 入社 昭和47年11月 当社監査役 (現任) 平成6年2月 帯広地方卸売市場(株)代表取締役社長 平成20年2月 同社代表取締役会長 (現任) (重要な兼職の状況) 帯広地方卸売市場(株)代表取締役会長	41,350株
2	笹井 祐三 (昭和19年4月27日)	昭和50年9月 三洋興熱(株)取締役 昭和53年11月 当社監査役 (現任) 昭和54年5月 三洋興熱(株)代表取締役社長 (現任) (重要な兼職の状況) 三洋興熱(株)代表取締役社長	40,044株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 佐藤 裕及び笹井祐三の両氏は、社外監査役候補者であります。
3. 社外監査役候補者の選任理由について
佐藤 裕及び笹井祐三の両氏は、企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識に基づき、当社の経営に対して有益なご発言や率直なご指摘をいただいております。両氏の過去及び現在の活動状況に照らして当社の業務執行者から独立した立場を有していることから、社外監査役候補者とするものであります。
4. 監査役に就任してからの年数 (本定時株主総会終結の時まで) について
佐藤 裕氏 43年
笹井祐三氏 37年
5. 当社は、佐藤 裕氏及び笹井祐三氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としており、佐藤 裕氏及び笹井祐三氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。

第4号議案 退任代表取締役に対し退職慰労金贈呈の件

平成27年12月1日をもって代表取締役を退任されました小西保男氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社の役員退職慰労金規程に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法などは取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任代表取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
小西保男	昭和53年11月 当社取締役 昭和61年11月 当社常務取締役 昭和63年11月 当社専務取締役 平成4年11月 当社取締役副社長 平成5年11月 当社代表取締役副社長 平成10年12月 当社代表取締役社長 平成23年12月 当社代表取締役会長 平成27年12月 当社取締役会長（現任）

以上

株主総会会場ご案内図

北海道帯広市西7条南19丁目1番地

北海道ホテル 2階 新雪の間

電話 (0155) 21-0001 (代表)



交通の
ご案内

- ・タクシー利用の場合
帯広駅より約5分
- ・バス利用（十勝バス）の場合
帯広駅前北口より大空団地行 \square 乗車(約10分)、イオン帯広店前下車、徒歩約5分